伊勢市農村振興基本計画の中間見直しにかかる背景

1 国の動向

(1) 農業に関する施策・法整備

①食料・農業・農村基本法と食料・農業・農村基本計画

我が国では、平成 11(1999)年7月に、食料・農業・農村に関する施策の基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定めた「食料・農業・農村基本法」(以下、基本法)が制定され、以降、基本法が掲げる『食料の安定供給の確保』『多面的機能の発揮』『農業の持続的発展』『農村の進行』という4つの基本理念を具体化するための施策が推進されていました。

基本法に基づき、「食料・農業・農村基本計画」(以下基本計画)が平成 12(2000)年に策定され、基本 法に掲げる基本理念に沿った具体的な施策を展開するとともに、国内の農業生産及び食料消費に関する 指針として「総合食料自給率」の目標を設定しています。同計画は、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化 等を踏まえ、基本計画は5年ごとに改定されており、令和2年3月に新たな「基本計画」が策定されました。

「基本計画」(令和2(2020)年)では、『我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代に繋ぐために』を副題に、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食糧を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立することを基本的な方針として定めるとともに、「食料の安定供給の確保」「農業の持続的な発展」「農村の振興」「東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応」「団体に関する施策」「食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成」「新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応」を講ずべき施策として挙げています。

②都市農業振興基本法・都市農業基本計画

都市化が進む中で、都市農業は多様な機能を発揮しています。近年の人口減少に伴い、都市農地への開発圧力が低下するとともに、防災等の観点に基づき、都市農地保全の考えが広まっています。この状況を踏まえ、平成 27(2015)年に都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、『都市農業振興基本法』が制定されました。また同法に基づき、市街地及びその周辺地域で行われる都市農業の安定継続や機能の発揮に向けて、「都市農業基本計画」が策定されるとともに、地方公共団体には、都市農業者、都市住民等多様な意見を反映した地方計画を定めることが望まれています。

■食料・農業・農村基本計画(令和2年3月)

基本的な方針

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠 な食糧を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立

施策推進の基本的な視点

消費者や実需要者のニーズに即した施策

食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成

農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開

スマート農業の加速化とデジタルトランスフォーメーションの推進

地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮

災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化

講ずべき施策

1 食料の安定供給の確保

- ●新たな価値の創出による需要の開拓
- ●グルーバルマーケットの戦略的な開拓
- ●消費者と食・農とのつながりの深化●食品の安全確保と消費者の信頼の確保
- ●食料供給のリスクを見据えた総合的な食糧安全保障の確立
- ●TPP 等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

2 農業の持続的な発展

- ●担い手の育成・確保
- ●多様な人材や主体の活躍 ●農地集積・集約化と農地の確保
- ●農業経営の安定化
- ●農業生産基盤整備
- ●需要構造の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
- ●農業生産・流通現場のイノベーションの促進
- ●環境政策の推進

3 農村の振興

- ●地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
- ●中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備
- ●農村を支える新たな動きや活力の創造
- ●上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり
 - 4 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

5 団体に関する施策

- 6 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成
- 7 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

③農林水産業・地域の活力創造プラン

我が国は、平成 25(2013)年に「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、①農業・農村全体の所得の倍増による農山漁村の次代への継承、農林水産業者が②経営マインドを持って収益向上に取り組める環境、③チャレンジの後押し・農業の自立を促進する施策の抜本的改革を基本として進めてきました。

その後、同プランは年々改定し、令和元(2019)年12月策定の現行計画では、国内外での市場の創造、 6次産業化やスマート農業の推進、農林業のコスト削減や市場に合わせた生産及び多様な人材の確保、 競争力拡大等の構造的な改革を進めています。

■農林水産業・地域活力創造プラン(令和元年 12 月)

強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村を実現

需要フロンティアの拡大

農林水産物・食品の 輸出促進

バリューチェーンの構築

6次産業化の推進スマート農業の推進

への構築 生産現場の強化

- ●農地バンクの創設
- •米政策改革
- ●農協改革

多面的機能の維持・発揮

- ●農泊の推進
- ●ジビエの利活用の推進
- ●農福連携の推進

森林•林業政策改革

- ●新たな森林管理システムの 構築
- 木材の生産流通構造改革

水産政策改革

適切な資源管理と、生産体制の強化・構造改革の推進

東日本大震災からの復旧・復興

•「新しい東北」の実現に向けた施策の推進

(2)農産物貿易の状況

農業を取り巻く情勢は、近年大きく変化しており、国際的には貿易自由化が進んでいます。平成 30 (2018)年のTPP(環太平洋パートナーシップ)や、平成 31(2019)年の日EU・EPA、令和2(2020)年の日米貿易協定の発効により、海外の安い農産物の輸入、国内の市場における価格下落が懸念されています。その一方で、相手国の関税がほぼ全ての品目で撤廃されることにより、農林水産物の輸出を拡大する好機とも言えます。

国は、「総合的なTPP等関連政策大綱」を令和元(2019)年に改定し、「強い農林水産物の構築」「経営安定・安定供給のための備え」「知的財産権の保護の推進」に向けて、スマート農業技術の実証品目の拡大と中山間地・被災地での導入支援や、新規就業・定着しやすい環境の整備等の措置、輸出のための司令塔組織の創設と国内の輸出環境整備等を進めることなどに取り組んでいます。

2 伊勢市の動向

本市においては、平成 21(2009)年に「伊勢市農村振興基本計画」を策定し、農村の生産基盤、生活環境、地域運営などの将来像を示し、様々な施策を展開してきました。その後、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 27(2015)年)、「食料・農業・農村基本計画」(平成 27 年)や、三重県の「三重県農業農村整備計画」(平成 28(2016)年)といった方針に基づき、平成 30(2018)年に同計画の改定を行いました。

この度、現計画が令和3(2020)年度で計画期間の中間年を迎えるため、計画を改定することとなりました。 近年の農地の減少や農業従事者の高齢化及び後継者不足、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)による 安価な輸入農産物の増加、スマート農業の推進といった農業を取り巻く状況の変化や、課題に対応するため、 現計画の施策の評価や、生産現場、市民の声を踏まえ、「伊勢市農村振興基本計画」を改定します。

■伊勢市農業振興計画(平成30年3月改定)

皆が誇りを持ち"伊勢"を感じる持続可能な農業と農村づくり

視点① 農業の未来を託せる人づくり

視点② 自慢できる農作物づくり

視点③ 自然と共存できる魅力ある農業・農村づくり

基本方針1 未来につなぐ多様な担い手づくり

基本方針2 地域の特性に応じた農業生産システムづくり

基本方針3 地域農業を支える生産基盤づくり

基本方針4 自慢できる安全・安心な農作物づくり

基本方針5 地域資源を活用し地域が一体となった魅力ある農村環境づくり

■食料・農業・農村基本法制定以降の主な政策改革

食料・農業・農村基本法 (H11.7)

- ●食料、農業及び農村に関する施策の基本理念及び実現を図るために 基本となる事項を規定
- 基本理念
 - ①食料の安定供給の確保 ②多面的機能の発揮
 - ③農業の持続的な発展 ④農村の振興
- ●食料・農業・農村基本計画に、下記を定めることを規定
- ▲ ①食料自給率の目標
 - ②食料、農業及び農村に関して総合的かつ計画的に講ずべき施策

食料・農業・農村基本計画 策定(H12.3)

> 食料自給率目標(H22) • 供給熱量ベース : 45% (参考) 金額ベース: 74%

- ●食生活指針の策定
- ●不測時における食料安定保全マニュアルの策定
- ●効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立
- ●価格政策から所得政策への転換
- ●中山間地域等支払い制度の導入

食料・農業・農村基本計画 見直し (H17.3)

- 食料自給率目標(H27) 供給熱量ベース : 45% (参考) 金額ベース: 76%
- ●食の安全と消費者の信頼の確保
- ●食事バランスガイドの策定等食育の推進、地産地消の推進
- ●担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策の導入
- ●農地・水・環境保全向上対策の導入
- ●バイオマス利活用等自然循環機能の維持増進
- ●農林水産物・食品の輸出促進 等

食料・農業・農村基本計画 見直し(H22.3)

- 食料自給率目標(R2)
- 供給熱量ベース :50% (参考) 金額ベース: 70%
- ●食の安全と消費者の信頼の確保
- ●総合的な食糧安全保障の確立
- ●戸別所得補償制度の導入
- ●生産・加工・販売の一体化、輸出促進等による農業・農村の6次産 業化の促進
- ●農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し 等

食料・農業・農村基本計画 見直し (H27.3)

> 食料自給率目標(R7) • 供給熱量ベース : 45%

- (参考) 金額ベース: 73%
- ●国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承
- ●農地中間管理機構のフル稼働
- ●米政策改革の着実な推進
- ●多面的機能支払制度等の着実な推進
- 東日本大震災からの復旧・復興
- ●農協改革や農業委員会改革の推進

食料・農業・農村基本計画 見直し(R23)

食料自給率目標(R12)

- 供給熱量ベース: 45% • 生産額ベース : 75%
- 飼料自給率目標(R12) : 34%

- 食料国産率目標(R12) ・供給熱量ベース:53%
 - 生産額ベース : 79%

- ●消費者や実儒者のニーズに即した施策
- ●食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の 形成
- ●農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向 けた施策の展開
- ●スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーション の推進
- ●地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ●災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスク への対応強化
- ●農業・農村の所得増大に向けた施策の推進
- |●SDGs を契機とした持続可能な取組を後押しする施策

■近年の主な動向

= ルーツエの切り		
	主な施策・法整備	
平成 11 年 (1999)	『食料・農業・農村基本法』の制定	食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村地域の振興という4つの理念の提示と食料自給率目標の設置
平成 12 年	「食料・農業・農村基本計画」の策定	
	『農地法』の改正	農業生産法人の一形態として株式会社を位置づけ
平成 15 年	『食品安全基本法』の制定	農林水産業に「消費・安全局」を設置
平成 17 年	「食料・農業・農村基本計画」の策定	
平成 21 年	『農地法』の改正	農地の許可基準の見直し等による農地の有効利用
平成 22 年 (2010)	「食料・農業・農村基本計画」の策定	
	『六次産業化・地産地消法』の制 定	地域資源を活用した新事業の創出や地域の農林水産 物の利用の促進
平成 25 年	農林水産業・地域の活力創造本 部設置	
	食品表示法制定	食品表示に関して、食品衛生法、JAS 法及び健康増進 法の一元化
	「和食」ユネスコ無形文化遺産登録	
	「農林水産業・地域の活力創造 プラン」の決定	農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直 し、日本型直接支払制度の創設、米政策の見直し
平成 26 年 (2014)	『農業の有する多面的機能の発 揮の促進に関する法律』の制定	農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や 営農活動を支援
	「農林水産業・地域の活力創造 プラン」の改訂	農協・農業委員会・農業生産法人改革の推進
平成 27 年	「食料・農業・農村基本計画」の策定	
	『都市農業振興基本法』の施行	国・地方公共団体の責務の明確化、都市農業振興計画の策定
	「都市農業振興基本計画」の策定	これからの都市農業の持続的な振興を図るための施 策の推進
	『農業協同組合法』の改正	株式会社等への組織変更の可能化、農業中央会の廃 止等
	総合的な TPP 関連政策大綱決定	体質強化対策と経営安定対策
平成 28 年	「都市農業振興基本計画」の策定	
	「農林水産業・地域の活力創造 プラン」の改訂	農業競争力強化プログラム、農林水産物輸出インフラ 整備プログラムの策定
平成 29 年 (2017)	『生産緑地法』の改正 『都市緑地法』の改正	
	『農業災害補償法』の改正	収入保険の創設、農業共済の見直し等
	「農林水産業・地域の活力創造 プラン」の改訂	卸売市場を含めた食品流通構造改革、新たなニーズ に対応した農地制度の見直し
平成 30 年 (2018)	『都市計画法・建築基準法』の改正	
	『都市農地の賃借の円滑化に関する法律』の改正	生産緑地の賃借をしやすくする仕組みを整備
	『農業経営基盤強化促進法』	所有者不明農地等の利用の促進等
	「農林水産業・地域の活力創造 プラン」の改訂	農地中間管理機構法施行後5年見直し、スマート農業 の現場実装の推進、農林水産業の輸出力の強化
	『食品衛生法・食品表示法』の改正	HACCP 義務化、食品リコール制度の導入等
令和元年 (2019)	「農林水産業・地域の活力創造 プラン」の改訂	
令和2年 (2020)	「食料・農業・農村基本計画」の策定	